

令和6年2月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料（その4）**  
~~~~~

徳島県警察本部

目 次

提出予定案件	3
1 その他議案	3
(1) 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	3

提出予定案件

1 その他議案

(1) 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

ア 条例改正の理由

国家公務員について、令和6年能登半島地震に対処するため災害警備等の作業に従事した場合の特殊勤務手当の額等が定められたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。

イ 条例改正の概要

令和6年能登半島地震により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業に対する災害警備等手当の特例を新設する。

(ア) 特例による対象作業及び支給額

a 災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業

1日につき1,080円(立入禁止区域等において作業に従事した日にあつては、2,160円)

b 著しく危険な人命救助の作業

1日につき2,160円

(イ) 現行の災害警備等手当

a 災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業

1日につき840円(著しく危険な人命救助の作業に従事した日又は立入禁止区域等において作業に従事した日にあつては、1,680円)

b 著しく危険な人命救助の作業

1日につき840円（引き続き2日以上従事した場合には、1日につき1,680円）

ウ 施行期日（等）

（ア）施行日

公布の日

（イ）適用日

令和6年1月1日（遡及適用）